

1. 入居できる方

県営住宅の入居には一定の要件（住宅困窮要件・同居親族要件・収入基準）があります。原則として以下のすべての条件を満たしていることが必要です。

- 申込者は成人である。
- 持ち家がない。（ただし、売却や取り壊しが決まっている場合には申込可能です。※1）
- 新潟市内の公営住宅の入居者でない。
（ただし、入居名義人の同居親族が世帯分離する場合は、申し込みが可能です。）
- 過去、県営住宅に入居していた際の家賃滞納がない。
- 独立の生計を営んでいる（被扶養者のみでの入居はできません。）。
また、結婚している場合は配偶者と同居する（夫婦の別居はできません。）。
- 親族と同居して入居する。
または自活可能な単身者で、次のいずれかに該当する。
（必要な介護を受けることにより、単身での生活が可能な方を含みます。）

1. 申込締切日現在、60歳以上の方。
2. 身体障害者手帳1級から4級のいずれかを持っている。
3. 精神障害者保健福祉手帳1級から3級のいずれかを持っている。
4. 上記精神障害の程度と同程度の知的障害の方がいる世帯。
5. 戦傷病者の手帳を持っている。
6. 医療特別手当証書を持つ原爆被爆者である。
7. 生活保護を受けている。
8. 都道府県援護事務所管（部）課長の証明書を持つ海外からの引揚者である。
9. ハンセン病療養所等の入所者である。
10. 配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手（以下「配偶者等」という。）からの暴力（DV）による被害者である。
 - ・配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後、5年以内の被害者。
 - ・配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令等が出された後、5年以内の被害者
11. 災害等により住宅に困窮している方

- 月額の所得（計算方法は9ページ）が入居基準である158,000円以下である。
または次のいずれかに該当する者（裁量世帯）で、214,000円以下である。

- 裁量世帯（所得の上限が緩和される世帯）とは、次の世帯をいいます。
1. 申込締切日現在60歳以上の方のみの世帯、又は申込締切日現在60歳以上の方と18歳未満の方のみで構成される世帯
 2. 小学校就学前の子供がいる世帯
 3. 身体障害者手帳1級から4級のいずれかをお持ちの方がいる世帯
 4. 精神障害者保健福祉手帳1級から2級のいずれかをお持ちの方がいる世帯。
 5. 上記精神障害の程度と同程度の知的障害の方がいる世帯。
 6. 戦傷病者の手帳を持っている。
 7. 医療特別手当証書を持つ原爆被爆者である。
 8. 都道府県援護事務所管（部）課長の証明書を持つ海外からの引揚者である。
 9. ハンセン病療養所等の入所者である。
 10. 災害等により住宅に困窮している方

□ 住宅に困窮しており、次のいずれかに該当する。

1. 住宅以外の建物又は危険な若しくは不衛生な住宅に居住している。
2. 他の世帯と同居していて不便であるか、住宅がないため親族と同居できない。
3. 世帯構成に比べ住宅が著しく狭い。
4. 自己の責めによらず立退きの要求を受け、適当な立退き先がない。
5. 住宅がないため遠隔地通勤をしている。
6. 収入に比べ著しく過大な家賃の支払いをしている。
7. その他の困窮事由

□ 申込者および同居しようとする親族（内縁関係にある者及び婚約者を含む。以下同じ。）は、暴力団員でない。

□ 入居決定後、下記の要件を満たす保証人を付けられること。

- 申込み本人と同程度の収入のある方で次の要件にあう方
1. 申込み本人の3親等以内の血族で、新潟市近隣に居住している方 1名
 2. 1に該当する方がいない場合
申込み本人の3親等以内の血族で、新潟県内に居住している方 1名
新潟市内居住の知人 1名
計2名の保証人
 3. 1、2に該当する方がいない場合
同居親族の3親等以内の血族で、新潟県内に居住している方 1名
新潟市内居住の知人 1名
計2名の保証人

※1 住宅を売却の場合は、当選後の資格審査の際に売却がわかる書類をご提出いただきます（売却が成立していない場合は入居できません。）。

詳しくは（5. 入居資格審査及び契約に必要な書類の19ページ）をご参照ください。

※申込みの際は、申込書の他に申込確認書（裏面）を記入の上、提出していただきます。

なお、申込書の個人番号欄は記入不要です。

※抽選会当選後や入居後に申込書の記載事項に誤りや虚偽の申告が判明した場合や県営住宅の入居資格を満たさない事実が判明した場合は、入居が取り消しになりますのでご注意ください。

また、当選された時点で申込時と収入の状況が変わり、収入基準を超える場合も入居できません。